

第38集

あかるい こころ

差別のない明るい社会を目指して



江府町教育委員会
江府町人権・同和教育推進協議会
江府町

部落差別解消推進法が制定されました

平成二十八年十二月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。この法律には、目的や基本理念、国や地方公共団体の責務、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査の実施などが示されています。罰則規定はなく、理念を定めた法律ではありませんが、国が「部落差別が現在もなお存在する」ということを認め、解消しなければならない人権課題であるという根拠を示したという点で、とても意義深い法律です。

第一条（目的）では、

- ① 現在もなお部落差別が存在すること
- ② 情報化時代にあつて、部落差別の状況が変わってきていること
- ③ 部落差別を解消することが重要な課題であること

をふまえて、部落差別解消の基本理念を定め、部落差別のない社会を実現することを目的に定めています。部落差別を国民的課題と位置づけ、国が責任をもって解決しなければならないと初めて確認したのは、昭和四十年に出された「同和対策審議会答申」にさかのぼります。答申が出されて五十年あまり。この間、同和問題の解決に向けて、行政はもちろん、企業、地域、学校等において様々な取り組みが

なされ、部落差別に対する認識も変わってきました。しかし、法律にも示されたように部落差別が完全に解消されたわけではありません。

① 現在もなお部落差別が存在すること

「部落差別は昔のこと」そんな考えを持っている人もいます。たしかに、日常生活で、あからさまに差別をする人を見かけることはありません。しかし、結婚や居住地選びなど、人生の節目にあたる時期に、この問題についてこだわりを持つ人がいなくなったわけではありません。また、最近の県内の差別事象を見ても、電話による問い合わせや、嫌がらせのはがきの投函、また、見るに堪えない落書き事件など、部落差別が解消されたとは言えない事件も起きています。

② 情報化時代にあつて、部落差別の状況が変わってきていること

情報化社会が進展し、スマートフォンなどにより、どこにいてもインターネットから様々な情報を知ることができる便利な時代になりました。

しかし、その一方で情報化を悪用し、差別を広げようとする動きも出てきました。インターネットを通じて同和地区を特定するようそのかすグループが現れたのです。このことは、差別を助長し、身元調査等に悪用される危険性も



あります。それなのに、それを取り締まる法律がないのが現状です。

③ 部落差別を解消することが重要な課題であること

人が人を差別することは許されることではありません。差別されないということは、日本国憲法の三原則の一つでもある基本的な人権の根本となるものです。部落差別の問題が解決しないかぎり、憲法が守られる国にはなりません。

また、結婚は、当事者の意志によって成立するべきものですが、部落差別の問題が解決していないため、人々のこだわりや偏見が、結婚を阻害するようなことも起きています。このように、部落差別の問題は、誰にでも関わりがあり、解決しなければならぬ重要な問題だと言えます。

第二条の基本理念の中に、「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深める」という言葉があります。この問題の解決のためには、国民である私たちが部落差別とは何か、人権を大切に作る世の中とはどうあるべきかを考えて、部落差別のない社会に向けて行動することが大切です。

法律が制定されたことを契機に、一人一人がかけがえのない個人として尊重される世の中にするため、誰もが部落差別の問題と向き合うことが大切ではないでしょうか。

